添付資料27-1

国金を開発的語システム





本文表示

【検索結果一覧画面 】 【前会議録 】 【次会議録 】

(検索条件入力画面)

[059/062] 90 - 衆 - 法務委員会 - 2号 昭和54年12月11日

会議録(冊子)画像

発言者: 前 次 50

/143

検索語: 前次

〇西山最高裁判所長官代理者 ただいま御質問の問題につきましては、い ろいろの見解があり得るかと思いますが、最高裁判所の大法廷がとってお ります見解は、先ほど私が御説明したとおりでございまして、私どもとしまし ては、最高裁判所の事務総局といたしまして、最高裁判所の庶務をつかさ どっている職務関係にございます。最高裁判所から出されました判決につ いて論評を加える、あるいは判文の解釈や根拠を示したりするというふうな 立場にございませんことを御下解いただきたいというふうに考えるわけでご ざいます。

添付資料27-2

国金を開発的語システム

トップ画面へ 🛆 枞

本文表示

「検索結果一覧画面 ♪ (前会議録) (次会議録)

(検索条件入力画面)

[059/062] 90 - 衆 - 法務委員会 - 2号 昭和54年12月11日

会議録(冊子)画像

発言者: 前 次 44

/143

検索語: 前次

〇西山最高裁判所長官代理者 いまの御質問の点に関しましては、先ほど お示しになりました最高裁判所の昭和二十七年十月八日の大法廷の判決 及び昭和二十八年の四月十五日の大法廷の判決がございますが、いずれ も、先ほど御指摘になられましたように、具体的な事件を離れて抽象的に法 🗸 律、命令等が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものでは ない、それが最高裁判所の立場である。それから、憲法八十一条は最高裁 判所が違憲審査を固有の権限とする始審にして終審である憲法裁判所た る性格をも併有すべきことを規定したものではない、こういうふうなことを判 示しておるわけでございます。